

新制度の利用者負担について(案)

【平成 27 年度国基準 (案)】

- (1)所得階層の区分の決定については市町村民税額を基準に決定する。
→所得税額から市町村民税への変更
- (2)新制度の利用者負担については国が定める水準を限度として、世帯の所得状況に応じて市町村が定める。
- (3)保育短時間認定を受けた子どもの基準額は、保育標準時間

【平成 27 年度吉野町基準 (案)】

国基準に沿って、次に掲げる考え方を基本に検討を行う。

- (1)現行制度の利用者負担の水準を基本とする。
- (2)保育標準時間・保育短時間の負担区分を設定する
- (3)所得階層区分の税額を町民税額とする。
- (4)認定区分(1・2・3号認定)ごとに、施設・事業の種類を問わず、同一の料金表とする。
- (5)1号認定の子どもについては、現行の幼稚園就園奨励補助金の額を考慮する。
- (6)預かり保育(※新制度では一時預かりという名称に変更)については、時間に応じて利用料金を徴収する。
- (7)給食費について主食費分は町が負担する。